

ロシア連邦によるウクライナ侵攻に断固抗議する決議

今般のロシア連邦・プーチン政権によるウクライナ侵攻は、力による一方的な現状変更の試みであり、国際秩序の根幹を揺るがす行為である。これは明白な国連憲章と国際法違反であり、断じて許すことはできず、多摩市議会はこれを厳しく非難する。

ウクライナの無辜の民の生命及び財産、自由が失われていることに、深い悲しみと強い怒りを覚えてならない。

また、ロシア連邦・プーチン政権は、核兵器使用についても言及している。

多摩市は、非核平和都市であることを宣言し、現在、そして未来の子どもたちに戦争の悲劇と平和の大切さを伝え、他の都市とともに世界の人々と手をたずさえて、全ての核兵器の廃絶と平和な社会の実現を訴えてきた。

核の使用はもちろん、核による威嚇もあってはならない。私たちには、世界で最初の核被爆国の市民として、世界の平和の実現のために不断の努力を続けていく責任がある。

ここに多摩市議会は、ロシア連邦・プーチン政権に対し、今般のウクライナ侵攻に厳しく抗議し、軍の即時撤収、国際法の遵守を強く求め、平和を希求するウクライナ、ロシア連邦、全世界に住む市民と連帯することを表明する。

以上、決議する。

令和4年3月3日

東京都多摩市議会